

# 四日市港管理組合地域維持型建設共同企業体取扱試行要領

## （要旨）

第1条 この試行要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第17条第1項に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るために措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定、平成26年9月30日一部変更）第2の2(1)③に則り、四日市港管理組合（以下「発注機関」という。）が発注する四日市港管理組合管理施設の維持修繕業務等を包括的に行う地域維持型契約方式の試行にあたり、地域維持型建設共同企業体（以下「地域維持型JV」という。）を活用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

## （定義）

第2条 地域維持型JVとは、四日市港管理組合管理施設の維持管理に不可欠な業務につき、地域の建設企業が継続的な協業関係を構築することによりその実施体制を安定確保するために結成される共同企業体をいう。

2 地域維持型JVは、甲型（共同施工方式）及び乙型（分担施工方式）のいずれかの形態によるものとする。

## （対象業務）

第3条 地域維持型JVの対象業務は、四日市港管理組合管理施設の維持管理のために必要な業務のうち、修繕、除草又は雪氷対策業務等の中から発注機関の長が定める業務とする。

## （実施体制及び構成員の数）

第4条 地域維持型JVの体制は、各構成員が一体となって、又は適切な役割分担により業務を実施できる体制とする。

2 地域維持型JVの構成員の数は、地域や対象業務の実情に応じ円滑な施工が確保できる数を勘案して発注機関の長が設定する。

## （業務の指定）

第5条 対象とする業務の指定は、発注機関の長が四日市港管理組合競争入札審査会（以下「競争入札審査会」という。）の審査を経て行うものとする。

## （地域維持型JVの構成員の資格要件）

第6条 発注機関の長が、前条に基づく業務の指定を行おうとするときは、当該業務の地域維持型JVの構成員に適した企業の資格要件を内申し、競争入札審査会の審査を受けなければならない。

2 地域維持型JVのすべての構成員は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 四日市港管理組合建設工事等入札参加資格者名簿に土木一式工事で登録されていること。なお、資格認定を受けた土木一式工事の経常建設共同企業体は、地域維持型JVの構成員になることはできない。ただし、当該経常建設共同企業体の各構成員は、地域維持型JVの構成員になることはできるものとする。
- (2) 四日市市及び川越町内に本店及び建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく主たる営業所を有していること。
- (3) 土木工事業の営業年数が5年以上あること。
- (4) 土木一式工事の主任技術者となることができる者を、すべての構成員が配置でき

ること。なお、地域維持型JVの代表者となる者は全ての履行期間において、土木一式工事に係る監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格を有する者を配置できること。ただし、専任は要しない。

また、代表者の監理技術者又は主任技術者は構成員の作業を適正に把握すること。

- 3 地域維持型JVの代表者は、原則として、当該年度又は過去15か年度に発注機関が発注した土木一式工事の元請けとしての施工実績を有する者であって、構成員の協議において決定された者とする。
- 4 競争入札審査会で構成員となる企業の資格要件が適當と認められたときは、発注機関の長は当該業務の概要、資格要件及びその他の業務の施工に必要な事項を公告するものとする。

#### (JVの結成)

第7条 前条により公告された資格要件を有し、指定された業務への入札参加を希望する企業は、任意に地域維持型JVを結成できるものとする。

この場合、一の企業は二以上の地域維持型JVの構成員となることはできない。

#### (構成員の出資比率等)

第8条 地域維持型JV（甲型）の構成員の出資比率は、構成員において自主的に定めるものとする。ただし、出資を伴わない者を構成員とすることはできない。

- 2 地域維持型JV（乙型）の場合は、業務分担又は分担業務額のないものを構成員とするとはできない。

#### (入札参加資格審査等)

第9条 発注機関の長は、結成された地域維持型JVに対して、指定する日までに、次の書類の提出を求めるものとする。

- (1) 地域維持型建設共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第1）
- (2) 地域維持型建設共同企業体協定書（様式第2、第3）（写し）

- 2 前項の申請事項に変更が生じた場合については遅滞なく変更届（様式第1－2）を提出するものとする。

#### (入札参加資格確認)

第10条 発注機関の長は、前条により地域維持型JVから申請があった場合には、競争入札審査会に競争参加資格の事前条件の審査を諮り、適當であるかを確認のうえ、当該地域維持型JVの代表者に事前条件確認通知を行うものとする。

#### (存続期間)

第11条 地域維持型JVは、地域維持型維持修繕業務の契約の履行後精算が終了するまでの間は解散することができない。

- 2 地域維持型維持修繕業務を受注できなかった地域維持型JVは、前項の規定にかかわらず、当該地域維持型維持修繕業務に係る契約が締結された日に解散するものとする。

附則 この要領は、平成31年1月1日から施行する。

附則 この要領は、令和5年1月1日から施行する。

附則 この要領は、令和8年1月1日から施行する。